

愛知の伝統野菜イメージアップマーク等の使用に関する要領

愛知県が制作した「愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ」(以下「マーク及びロゴ」という。)に関する使用について、次のとおり定める。

第1 目的

愛知の伝統野菜について、多くの県民が関心と親しみが持ち、身近な野菜として認識し、それを利用してもらうことを目的に愛知県が制作したマーク及びロゴの適正使用のため、この使用基準を定める。

第2 図柄等

- 1 マーク及びロゴは、別に定める使用マニュアルのとおりとする。
- 2 マーク及びロゴを使用者がみだりに改変して使用することはできない。

第3 著作権及び使用権

- 1 マーク及びロゴの著作権は、愛知県に帰属する。
- 2 マーク及びロゴは、無断で複製、使用及び印刷することはできない。
- 3 マーク及びロゴの使用を回答された者(以下「使用権者」という。)は、他人にマーク及びロゴの使用権を譲渡することはできない。
- 4 マーク及びロゴと誤認される類似マーク及びロゴを使用してはならない。

第4 使用権者の責務

マーク及びロゴが表示されたものに関する一切の責任は、マーク及びロゴの使用権者によるものとする。

第5 マーク及びロゴの使用条件

- 1 マーク及びロゴは、本県が選定した別表「愛知の伝統野菜」を取扱う場合のみ使用できる。
- 2 マーク及びロゴは、商品に使用することができる。
- 3 マーク及びロゴは、第1項の商品のみをまとめて収容する容器箱に表示することができる。
ただし、容器箱に使用権者の氏名を明記しなければならない。
- 4 マーク及びロゴは、伝統野菜又は伝統野菜商品の宣伝のために制作される広告、パンフレット、ポスター、チラシ、のぼり、陳列(販売)台等の各種媒体に使用することができる。

ただし、これらの媒体には使用権者の氏名を明記しなければならない。

第6 マーク及びロゴの使用料

マーク及びロゴは、本県の公共的資源となる伝統野菜を広く県民等に享受していくためのものであるため、その使用料は無料とする。

第7 マーク及びロゴの表示方法

- 1 マーク及びロゴは、シールに印刷し、貼付表示することができる。
- 2 マーク及びロゴは、直接、使用資材に印刷表示することができる。

第8 使用申込及び回答

- 1 マーク及びロゴの使用を希望する者は、別紙様式1により知事あて使用の申込をしなければならない。
- 2 知事は、この要領に適合すると認めたときは別紙様式2により使用に関する回答を行い、マーク及びロゴのデータ（Adobe Illustrator8.0.1 Macintosh フォーマット制作 Mac OS 8.1 以上で20MB以上のアプリケーションメモリを推奨）のCD-ROMまたはMOを貸与するとともに、愛知県のホームページに使用権者、取り扱う品目・品種、使用媒体及び使用期間を公表する。
- 3 マーク及びロゴの使用の回答及び使用期間中において、知事は必要に応じて使用に関する条件をつけることができるものとする。
なお、この場合に発生する損害は使用権者の責務によるものとする。
- 4 マーク及びロゴの使用の回答を受けた者が、この要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置を講じることができる。

第9 マーク及びロゴの適正使用

- 1 マーク及びロゴの使用権者がこの要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。
 - (1) 指導
 - (2) 使用の取消し
 - (3) 使用権者の公表
 - (4) 訴訟
- 2 マーク及びロゴの使用権者は、不正な使用に関する情報があれば速やかに愛知県に報告するものとする。
- 3 知事は適正な使用を確認するため、必要に応じて使用権者に対して資料の請求及び現地調査を実施することができ、この場合、使用権者は適切に対応しなければならない。
- 4 マーク及びロゴの無断使用においても前項すべてを適用する。

第10 マーク及びロゴの使用期間

使用申込書の内容に記した使用期間とする。

なお、引き続き、使用を行う場合は改めて手続きを行うものとする。

第11 マーク及びロゴ使用に関する報告

マーク及びロゴの使用権者は県から求めがあった場合には、別紙様式3により使用状況を報告するものとする。

第 12 広報媒体の使用

県が制作した広報媒体を使用する場合は、別に定める取扱いによる。

附則 この要領は、平成 14 年 9 月 27 日から適用する。

一部改正 平成 15 年 11 月 27 日から適用する。

別紙様式 1

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込者（使用権者）

住所

名称

代表者

印

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ使用申込書

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプの使用に当たり、「愛知の伝統野菜イメージアップマーク等の使用に関する要領」第 8 の 1 の規定に基づき、別記のとおり使用を申込みます。

なお、使用に際して「愛知の伝統野菜イメージアップマーク等の使用に関する要領」を遵守し、適正に取り扱いを行います。

（添付書類）

- 1 愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ使用申込書
- 2 使用者の名簿（使用者が複数の場合）

別記（品目品種ごとに使用内容が違う場合はそれぞれ別に作成すること）

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ使用申込書

1 使用の目的

--

2 取り扱う品目・品種名の番号（別表左欄の該当番号を記入）

--

3 取り扱う商品（該当のカナを囲む）

ア 種子	イ 生産物
ウ 苗	オ その他（ ）

4 媒体別の使用内容

使用媒体	使用方法	使用期間
商品		年 月 日～年 月 日
包装資材		年 月 日～年 月 日
出荷容器		年 月 日～年 月 日
広告		年 月 日～年 月 日
パンフレット		年 月 日～年 月 日
ポスター		年 月 日～年 月 日
チラシ		年 月 日～年 月 日
のぼり		年 月 日～年 月 日
陳列(販売)台		年 月 日～年 月 日
その他		年 月 日～年 月 日
		年 月 日～年 月 日
		年 月 日～年 月 日

（注）「商品」とは商品の内容物を指す。（例：生産物及び苗）

5 申込責任者の連絡先

住所	〒 -		
所属・部署名			
職名・氏名			
電話・ファクス			
e-mail			

6 貸与を希望する媒体（どちらかを囲む）

CD-ROM ・ MO

【記入例】

別記（品目品種ごとに使用内容が違えばそれぞれ別に作成すること）

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ使用申込書

1 使用の目的

愛知の伝統野菜を通して、野菜そのものと地域や歴史を楽しく知る機会を提供し、愛知の野菜を愛して使ってもらうために使用していく。

2 取り扱う品目・品種名の番号（別表左欄の該当番号を記入）

1、2、5、8、9、14、18、23

3 取り扱う商品（該当のカナを囲む）

☒ ア 種子	☐ イ 生産物
☐ ウ 苗	☐ オ その他（ ）

4 媒体別の使用内容

使用媒体		使用方法	使用期間
商品			年 月 日～年 月 日
包装資材		シール貼付	14年10月1日～17年3月31日
出荷容器			年 月 日～年 月 日
広告		印刷	14年10月1日～17年3月31日
パンフレット			年 月 日～年 月 日
ポスター			年 月 日～年 月 日
チラシ			年 月 日～年 月 日
のぼり			年 月 日～年 月 日
陳列(販売)台		焼付印刷	14年10月1日～17年3月31日
その他	P O P	印刷	14年10月1日～17年3月31日
			年 月 日～年 月 日
			年 月 日～年 月 日

（注）「商品」とは商品の内容物を指す。（例：生産物及び苗）

5 申込責任者の連絡先

住所	〒abc - defg ○○○○区××町 番地□		
所属・部署名	あいうえ種苗株式会社		総務課
職名・氏名	課長	愛知 伝統	
電話・ファクス	1111-111-1111(内線 111)		1111-111-1112
e-mail	xxxx@xxxx.xxx.xxx.jp		

6 貸与を希望する媒体（どちらかを囲む）

CD-ROM

・ MO

別紙様式 2

番 号
年 月 日

申込者

殿

愛 知 県 知 事

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ使用について（回答）

年 月 日付けで申込書の提出のありました愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプの使用については受理しますので、「愛知の伝統野菜イメージアップマーク等の使用に関する要領」の各規定に基づき、適切に使用してください。

なお、貸与した_____については、制作したアイテムの写真若しくは見本を添えて速やかに返却してください。

また、不正な使用に関する情報がありましたら、速やかに報告をしてください。

（注 1） に使用申込書の 6 に記載された C D - R O M または M O を記入する。

（注 2） 連絡先を明記のこと。

別紙様式 3

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込者（使用権者）

住所

名称

代表者

印

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプ使用状況報告書

愛知の伝統野菜イメージアップマーク及びロゴタイプの使用に当たり、「愛知の伝統野菜イメージアップマーク等の使用に関する要領」第 11 の規定に基づき、別記のとおり報告します。

別記

1 使用による効果

品目名	品種名	使用により得られた効果

(注1)「使用により得られた効果」欄は出来る限り生産量や販売量などの数値効果を併記してください。

(注2)「品目名・品種名」欄が不足する場合は別紙としてください。

2 使用に関する問題、意見及びその他情報

--

3 連絡先

所属

部署名

職・氏名

電話番号

(ファクス・e-mail)

別記

1 使用による効果

品目名	品種名	使用により得られた効果
だいこん	宮重	一般の問い合わせが多くあり、販売数は昨年度の〇〇袋から□□袋とわずかながら増加した。
だいこん	方領	地元小学校での栽培用に 袋の新たな注文があった。
にんじん	碧南鮮紅五寸	新たに地元の直売所からマーク付き種子の販売取扱い注文が 袋あった。
なす	愛知本長	知名度が低く、販売数は変化がなかった。
きゅうり	青大	問い合わせも少なく、特に販売数の変化がなかった。
まくわうり	金俵	家庭菜園を主体に需要が生まれ、販売数は昨年度の〇〇袋から□□袋と増加した。
はくさい	野崎2号	家庭菜園を主体に需要が生まれ、販売数は昨年度の〇〇袋から□□袋と大幅に増加した。
ほうれんそう	治郎丸	マーク付きの種子袋の問い合わせと注文が多くあり、店頭での差別化効果があった。

(注1)「使用により得られた効果」欄は出来る限り生産量や販売量などの数値効果を併記してください。

(注2)「品目名・品種名」欄が不足する場合は別紙としてください。

2 使用に関する問題、意見及びその他情報

マークの使用による効果はこれからであると思うが、マークという無機質なもののからの一過性の効果の発揮ではなく、永きにわたってマーク付きの種子が安定して販売していくためには、お客様に対して、愛知の伝統野菜の価値の積極的な投げかけとそれを使い、守るための一体的な関係づくり、マークを通した人と人との新しい関係づくりが必要であると感じた。

3 連絡先

所属 あいうえお種苗株式会社

部署名 総務課

職・氏名 課長 愛知 伝統

電話番号 1111-111-1111(内線 111)

(ファックス・e-mail) 1111-111-1111 ・ xxxx@xxxx.xxx.xxx.jp

別 表

愛知の伝統野菜【 2 1 品目 3 5 品種】

番号	品 目 名	品 種 名	備 考
1	だいこん	宮重	
2		方領	
3		守口	
4	にんじん	八事五寸	
5		碧南鮮紅五寸	
6		木之山五寸	
7	さといも	八名丸	
8	なす	愛知本長	
9	きゅうり	青大	
10	トマト	ファースト	
11	かぼちゃ	愛知縮緬	砂子南瓜を含む
12	メロン	渥美アールス	
13	まくわうり	落瓜	
14		金俵	
15	かりもり	かりもり（堅瓜）	
16		早生	
17	とうがん	早生	
18	はくさい	野崎 2 号	
19	キャベツ	野崎中生	
20	菜類	餅菜（正月菜）	
21		大高菜	尾張大高菜を含む
22		まつな	
23	ほうれんそう	治郎丸	
24	たまねぎ	愛知白早生	
25		知多 3 号	
26	ねぎ	越津	
27	ふき	愛知早生	
28	えんどう	渥美白花絹莢	
29	ささげ	十六	
30		姫	
31	千石豆（ふじまめ）	白花千石	

別表続き

番号	品 目 名	品 種 名	備 考
32	たまねぎ	養父早生（知多早生）	平成 1 5 年度追加選定
33	ねぎ	法性寺	平成 1 5 年度追加選定
34	なす	天狗	平成 1 8 年度追加選定
35	キャベツ	愛知大晩生	平成 1 8 年度追加選定